

防災ニュース

NO.
201

年頭の辞

予防行政の取組み紹介
「市民が主役の鹿児島市の実現」に向けて



2015.

1



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

年 頭 の 辞

公益財団法人 日本防災協会 理事長 新井 雄治



新年おめでとうございます。平成27年の新春を健やかにお迎えのことと存じます。

昨年は、消費税増税後の消費落ち込みの影響もあり、順調に推移して参りました防災ラベルの交付も若干の前年割れとなって、当協会にとりましても今後の推移が懸念される状況となりました。その後やや回復の兆候は感じられますが、経済成長率も低下の状況が続いており、社会全体としては大変厳しい環境に置かれたままとなっております。

また昨年は、防災品の品質管理につきましてもきめ細かな対応が求められ、関係皆様へご心配をお掛けしたところでありました。

しかし、各会員企業のご努力により、防災の諸問題につきましても、改善の方向に向かっており、防災品の普及広報につきましても消防庁を始め各消防本部の方々の積極的な取り組みにより、徐々にではありますが国民皆様のご理解が進んで来ていると感じられるよ

うになって参りました。

特に、一昨年に当協会で作成し、全国の消防本部にお配りした小学生向けの防災アニメDVDにつきまして、昨年、全国3,600の図書館のほか、ご希望をいただいた1,381校の小学校に無償配布させていただいて活用をお願いしたところ、大変好評で、「火災安全の教育に大変有効である」とのお話をいただき、各学校でも今後積極的に活用していただけるとのことで、心強く感じているところであります。

さらに本年は、各消防機関に置かれても火災による死者の減少策として火災予防運動の重点項目に取り入れていただき、防災品活用の広報に当たっていただけるとのことで、期待をしております。

私どもといたしましても、従来の活動にとらわれず公益事業推進法人の使命を改めて確認し、職員一丸となって積極的な活動を展開して参る所存です。

本年が災害の少ない平穏な年となりますようお祈り申し上げ、新春のご挨拶といたします。



平成27年
新年賀詞交歓会開催



新井理事長挨拶

平成27年1月9日（金）東京會館に於いて、日本防災協会主催による「平成27年新年賀詞交歓会」が行われました。

多数のご来賓、会員企業、消防機関・団体等、約220人の方々にご参会頂きました。

新井理事長挨拶の後、消防庁長官坂本森男様、東京消防庁消防総監大江秀敏様よりご祝辞をいただきました。

以下に坂本長官のご祝辞並びに大江消防総監のご祝辞を掲載いたします。

坂本森男消防庁長官祝辞



坂本森男消防庁長官

平成27年の新春を迎えるにあたり、公益財団法人日本防災協会をはじめ、皆様方には謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から、出火を防止すると同時に火災の拡大防止に効果がある防災品の開発及び普及に御尽力され、国民生活の安全確保に多大な御貢献をいただき、心から感謝申し上げます。

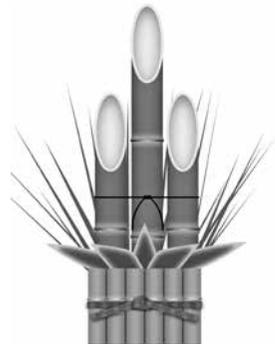
我が国の住宅火災における死者数は、近年1,000人前後の高い水準で推移している状況であります。また、このうち、65歳以上の高齢者が占める割合は約7割となっており、今後の高齢化の進展とともに、この割合がさらに増加することが懸念されます。

このため、消防庁では、住宅火災から高齢者を守るため、防災品や住宅用防災機器等を高齢者にプレゼントすることを国民に呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を、9月の敬老の日を中心として、百貨店やホームセンターなどの協力のもと全国的に実施しております。

日本防災協会には、関係業界と連携して、防災品の品質を確保するという重大な責務がございます。皆様の永年にわたる御努力により築き上げられた防災表示制度を、今後ともしっかりと維持・発展させていくためには、国民の防災品に対する理解と信頼が不可欠であります。皆様方には、トレーサビリティの確保をは

じめ、これまで以上の品質管理に対する御尽力をお願いいたします。

消防庁といたしましても、引き続き日本防災協会をはじめ消防機関、関係業界の皆様との連携のもと、火災予防行政を一層推進し、住民が安心して暮らせる安全な地域づくりに全力で取り組む所存でございますので、これまでも増して皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の今後益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



大江秀敏東京消防庁消防総監の挨拶



大江秀敏東京消防庁消防総監

平成27年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

平素から、公益財団法人日本防災協会並びに会員の皆様におかれましては、防災性能確認試験や防災品の品質確保、広報及び普及活動などを通じ、火災予防の推進に多大な御尽力をいただき、厚く御

礼を申し上げます。

さて、昨年の東京消防庁管内の災害状況を顧みますと、火災件数は前年より390件減少して4,801件となりました。この内、建物火災件数は3,000件を下回りましたが、火災による死者の数は94名と、一昨年に比べ7名の増加となりました。住宅火災による死者の数は71名で、前年に比べて1名減少しましたが、その内82パーセントの58名が高齢者となっており、68%だった前年と比較して急激な増加でありました。

また、着衣着火によりお亡くなりになった方は8名で、過去5年間で最多となっております。火災による死者も救急搬送される方と同様、高齢者の割合が高く、当庁としても対策を講じていかな

ればならないと考えております。

住宅火災における出火原因の第1位は「たばこ」であります。まずは燃えにくい環境を作ることが一番の予防対策になると思います。政令用途の防火対象物はもちろん、一般住宅においても、行政機関だけでなく地域全体で、防災性能のあるものを取り入れていくことを推奨していく必要があると考えております。

我々消防機関も様々な施策を推進してまいりますので、今まで以上に消防行政に対するご支援と、防災品普及に対するご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸とともに、本年が災害の少ない平穏な年になることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



当日は挨拶、ご祝辞の後、在日米海軍司令部地域統合消防隊厚木基地消防長ピーター・ソーレンセン様よりスピーチ、日本消防検定協会顧問・次郎丸誠男様の乾杯のご発声により歓談に移り、協会評議員である岡本義雄パン・リビング株式会社社長の中締めにより盛会裏に終了いたしました。



乾杯のご発声の
次郎丸誠男日本消防検定協会顧問



中締めの岡本義雄パン・リビング（株）社長

「市民が主役の鹿児島市の実現」に向けて 「健やかに暮らせる・安心で安全なまち」づくり

鹿児島市消防局 予防課長 平山 優



1 はじめに

鹿児島市は、九州の南端鹿児島県本土のほぼ中央にあって、年間気温は、過去5年間の平均で夏季最高気温35.5度、冬季最低気温-0.86

度、年間平均気温18.6度という温暖な気候に恵まれています。

鹿児島市は、明治4年に廃藩置県とともに県庁の所在地となり、同22年4月には市制が施行されました。

第二次世界大戦の戦火で市街地の約9割を焼失したにもかかわらず、市民のたくましい建設意欲のなかで思い切った都市計画が策定され、将来の躍進に備える礎が築かれ、戦後は観光・商工業の発展とともに市域も拡大し、昭和42年4月29日には隣接する谷山市と合併して人口38万人の新鹿児島市が誕生、同55年7月には人口50万人を突破しました。

その後、平成元年には市制施行100周年を迎え、平成8年4月1日には中核市に指定されました。

また、平成16年11月1日には吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町と合併し、政治・経済・社会・文化等高次な都市機能が集積した南九州の中核都市として発展を続けています。



桜島



鹿児島中央駅前

2 予防業務体制

本市の人口は約60万人、総面積547.21km²で、消防局発足当時（昭和23年）は1本部1消防署、職員数52人でしたが、昭和30年からの高度経済成長の影響、昭和42年4月旧鹿児島市と谷山市の合併及び平成16年11月の周辺5町との合併により、現在では1本部3消防署18分遣隊、職員数497人となり、「健やか

に暮らせる安心で安全なまち」づくりに向け日々業務に取り組んでいます。

本市消防局の予防業務体制は、予防課（予防係、危険物係、建築係、調査係）及び3署（中央、西、南各消防署）、予防指導係並びに分遣隊から構成されています。

(1) 消防局予防課

予防係の業務は、火災予防の企画に関すること、防火管理者の育成及び指導に関すること、火災予防の広報に関すること並びに火災予防関係例規等の制定改廃業務など主に予防関係の企画・立案を行っています。

危険物係では、危険物施設の許認可・予防査察及び石油コンビナート等特別防災区域の指導に加え、鹿児島県から権限移譲を受けた「火薬取締法」に基づく煙火の消費許可事務及びこれらに係る立入検査など主に危険物関係の規制事務を行っています。

建築係では、消防同意事務に関すること、消防用設備等に係る指導及び検査に関すること、火災予防条例及び同条例等施行規則に定める諸届出に関することなど主に建築・消防用設備等に関する事務を行っています。

調査係では、火災原因及び火災損害の調査、火災統計及び報告に関すること、火災証明に関する事務を行っています。

(2) 各署予防指導係及び分遣隊

各署予防指導係及び分遣隊では、予防査察、建築審査、消防用設備等に係る指導及び検査、消防相談及び火災予防条例に基づく届出の処理等の事務を行っています。

3 査察実施体制

本市消防局では、約17,000の防火対象物及び約1,200の危険物施設を1～6種に分類し、毎年消防局長が定める査察基本

方針に基づき、各署が過去の査察結果における不備事項やその他の違反事項、火災が起こった際の人命危険等を考慮して年間実施計画を作成し、約10,000件の査察を行っています。

また、「病院」、「診療所」、「社会福祉施設」及び「雑居ビル」など火災時において人命危険の高い防火対象物については、時期を指定した査察を実施し、出火防止と人命危険の排除に努めています。

その他春季・秋季火災予防運動では、消防局長が個別に実施要綱を定め、一般家庭を中心とした訪問査察、小規模社会福祉施設、小規模雑居ビルなど対象物を限定して立入検査を実施しています。12月の年末防火運動では、大型店舗への立入検査、給油取扱所等への誤販売防止指導、避難行動要支援者への訪問指導などを行っています。



雑居ビル査察

4 自主防災組織の充実強化

鹿児島市内には、町内会等を単位とした自主防火組織である「防火協力会」が709団体結成されています。

また、その連合体として「鹿児島市防火協力会連合会」が組織されていますが、同連合会では「住宅用火災警報器の普及促進・維持管理」、「住宅用消火器の設置・維持」、「安全装置付きこんろの使用」、「防炎品の使用」を住宅防火対策の4本柱として、重点的に取り組んでいます。



防火協力会理事会

また、平成25年に実施された同連合会の理事会において、日本防災協会九州事務所のご協力により、「身の回りの防災化による防火の推進」をテーマとした講演を頂き、防災に関する理解が深められ、大変有意義なものとなりました。

また、災害予防対策の研究及び消防思想の普及発展に寄与することを目的として結成された「鹿児島市自衛防火協会」、



放水競技会



消火競技会

危険物保安対策の研究及び消防思想の普及宣伝に寄与する目的として結成された「鹿児島市危険物安全協会」があり、消防法令等研修のほか、各事業所の自衛消防隊による放水・消火競技会の開催など、それぞれの団体の特徴に応じた自主防火に取り組んでおり、本市はその活動を支援しています。

この他、幼稚園児や保育園児を対象にした「幼年消防クラブ」、小中学生を対象にした「少年消防クラブ」、家庭婦人を対象にした「婦人防火クラブ」があり、本市の将来の安心安全なまちづくりを担う子供達と家庭の防火安全を担う女性の方々に対する防火指導やクラブ員の育成に努めています。



幼年消防クラブ

5 防火防災啓発事業

(1) 火の用心！シルバー事業

60歳以上の方々を対象に、住宅防火



火の用心！シルバー事業

に関することや応急手当などの指導を行い、防災リーダーを育成しています。この防災リーダーの方々は、地域の消防訓練などで同世代の方々に防火の呼び掛けを行うなど、ご活躍いただいています。

(2) 消防スケッチ大会

少年期からの火災予防についての意識の高揚を図ることを目的として市内の小学4年生を対象に「消防スケッチ大会」を開催しています。

入賞作品は、大型商業施設における作品展示のほか、小学4年生の社会科副読本への活用や町内会に配布する防火ポスターに加工するなど、市民の火災予防に対する思想の普及にも役立っています。



消防スケッチ大会

(3) 高齢者宅の火災予防対策

① 「シルバー査察デー」

敬老の日（9月の第3月曜日）に合わせ、65歳以上の高齢者を火災の被害から守ることを目的として、訪問査察を行っています。

② 「女性消防団員による高齢者宅訪問」

火災予防運動期間中に合わせ、女性消防団員が高齢者宅を訪問し、台所周りや仏壇周りの火気の指導を行っています。女性ならではのきめ細かい視点で行われる高齢者の方との会話は、高齢者の方から大好評です。

③ 「防火アドバイザーによる高齢者宅の訪問指導」

高齢者の自立支援や介護予防の業務を行う長寿あんしん相談センターの職員の方々に、住宅防火に関する基本的な知識を習得して頂き、業務の中で高齢者宅を訪問する際に、防火に関するアドバイスをいただいています。



高齢者宅訪問

6 おわりに

以上、本市の予防行政の主な取り組みについて紹介させていただきました。

他都市と同様、本市も団塊世代の大量退職期を迎え、職員の資質の向上と組織力の強化に取り組んでおり、予防関係においても法令関係や予防実務に関する研修を積極的に実施しています。

この研修は、内容に応じて初級から上級に分類し、また実施の方法も小隊の単位から署又は局全体の単位で区分しております。中でも小隊や分遣隊の単位で行われている研修は、「郷中教育（ごじゅうきょういく）」という薩摩藩伝統の教育制度に類似するところがあります。

昨今の予防業務は、社会福祉施設や病院・有床診療所などに係る法令改正や表示制度の推進をはじめ、露店等に対する指導など、多様なニーズがありますが、職員の資質を高めながら、市民が安らぎと温もりを感じながら、健やかに暮らせる安心で安全なまちづくりの実現に向け、取り組んでまいります。

後処理による防災加工と品質管理

常陽工業株式会社 代表取締役社長 諸橋 良司

会社概要

1970年消防法及び建築基準法に基づくインテリア織物（カーテン地及び幕類）防災加工及び撥水・樹脂加工、繊維製品の加工を業務として埼玉県八潮市に設立しました。

同年に財団法人日本防災協会（現（公財）日本防災協会）の防災加工適合施設として登録し、1973年に消防庁に防災処理業認定番号CDE-①-3020を受けました。

1980年には壁装材料協会（現日本壁装協会）の難燃処理指定工場を受け、織物壁紙の製造・販売を行ってきました。

また、防災加工の技術を活かし、防災物品・防災製品などの製造・販売を行っております。

近年では撥水加工・樹脂加工・抗菌加工・防臭加工などといった繊維に対する、後加工による機能付加の提案や、技術の提供を業務として行っております。

当社の企業理念

信頼と品質重視をモットーに当社では業務の充実、品質の向上を目指しております。

広義においては公共施設の等の安全（可燃物を防災化）・安心を念頭に置き、狭義においてはお客様の信頼を積み重ねていくこと考え、それを実行できるよう



常陽工業社屋

社員一丸となって取り組んでいます。

特に防災加工は当社設立以来の主要業務であり、会社設立から40年余り経た現在において、防災加工は広範囲・多岐にわたりその取り組みは日々研究と努力を伴うものであります。

しかしながら、初期防火対策としての火災遅延を目的とする防災加工は、社会的重要な意義を持ち、その防災業務は当社のお客様に対する使命として、信頼と品質重視の姿勢をこれからも商品に対する加工技術として提案・提供させていただきたいと考えております。

防災後処理（二次加工）

当社の防災加工は、一般に後処理または二次加工と呼ばれ、可燃する繊維に防災薬剤を浸漬又は塗布することによって、防災性を持たせるといった、業界

では最も基本的な防炎加工法です。またその他にも特殊な防炎加工法ではナイフコート、ロールコート等といった防炎加工法があります。このように当社では浸漬、ナイフコート、ロールコート等あらゆる加工を通して防炎に取り組んでいきたいと考えております。ただ後処理という加工方法においてはすべてが万全というわけではありません。防炎化の技術において素材はもとより加工条件、防炎薬剤等の状況で防炎化の限定があることも確かです。

このように現在では、“防炎”の認識や条件は飛躍的にその用途・生産・加工法等は進化し続けています。

そういった状況下でも人間社会の中で生活していくうえで、既成の繊維を防炎化していくには、やはり後処理が最も単純で性能を得ることができるのではないかと思います。

たとえば近年の都市型店舗の火災の初期防火段階における防炎性という観点からも、既存のデザイン物の装飾布等を防炎化する方法の一つとしては、後処理による防炎加工が費用面・効果面を考慮すれば、最も現実的ではなかろうかと考えられます。

また、その一方で後処理による防炎化は、商品加工に際して単純であると同時に、その商品に応じて適時、防炎加工の処理判断が必要となり、広く繊維知識または防炎薬剤の知識等広範囲な防炎知識をも必要とされる高度な防炎技術を要求されることでもあります。

当社では（公財）日本防炎協会の指導の下、防炎加工専門技術者講習の受講をはじめ、独自の社内研究を重ね、常に商品に向き合う姿勢を社内で徹底していくと同時に防炎化の取り組みに対してお客様に対する提案、提言を行い、防炎に対



マングルロール



乾燥シリンダー

する意識の啓蒙を促進していきたいと考えております。

品質管理

当社での商品出荷過程における品質管理は当社工場と当社試験部門とが情報を共有することで、品質の一定基準を満たすべく管理を徹底しています。

とりわけ防炎加工は法令順守を基本とし、(公財)日本防炎協会の指導の下、自社防炎性能試験機で、45°マイクロバーナ・メッセルバーナ法にて防炎性能試験を実施しています。

防炎加工の過程で防炎性能のバラつきがないよう、防炎加工工程での各商品目における簡易燃焼試験の実施等を自社品質管理基準として設け、商品製造過程における一定の基準を満たすべく日々の業務を重ねています。また工場では防炎加工専門技術資格を持つ社員と品質管理を行う社員が共に協力し、連携することで、商品の製造・加工の業務を行っております。

その他の加工技術でもやはり商品の製造・加工に際して、お客様からの発注から納品までの品質管理には書面による連絡はもちろんのこと、これまでの信頼を損なうことなく、忠実にお客様の指示をもれなく商品に反映すべく社内での連絡事項の徹底を図るよう業務にあたっております。



性能試験機

商品加工に対する取り組み

多様化するお客様からの必要性に当社としてどう対応していくのか、これが商品加工に対する取り組みとして、最も重要ではないかと考えています。信頼と品質重視で現在では、既製商品一切れから原反加工までといったように、防炎加工・繊維加工は少量加工品から大量加工品まで、需要が求められています。しかもそういった状況下での納期の短縮というように、商品出荷の迅速さをも要求されています。当社では小規模な会社形態の利点を活かし、少数精鋭で柔軟にお客様の声に対応するよう、機動性を活かした営業活動を展開しています。

特に防炎業務は先にも述べたよう高品質・短納期を求められる点は、品質基準や商品の完全性といったような、業務自体の短縮を如何にして行い、また防炎性では性能を適合する商品と防炎ラベルの管理を徹底していくということは、大変困難なことではあります。しかしそういった取り組みをこそ、信頼と品質重視といった、お客様に対する信頼、ひいては社会に対する常陽工業株式会社の責任であると考えております。

その他繊維加工

これまでのように当社では防炎加工を主業務としながら、繊維加工全般を行い、商品を製造・販売しています。繊維といっても用途は多岐に渡り、数限りなくあります。代表的なものとしてはインテリア関連では、カーテン類はもちろん椅子などに使う布張り家具の側地等表面に機能性加工を施す、また裏地にはある程度の硬さを持たせるなどの樹脂加工を施すなどといった、一商品の中にも複数の繊維加工の技術は活かされています。また工業資材に用いる生地などに張り合わせのロールコートを施し、表面圧着機能を持たせる等といった、表面処理の技術など



非防災のぼり



防災のぼり



未撥水加工のぼり



撥水加工のぼり

も提供しています。また、元来相反する機能性を繊維に持たせるといったような加工技術も提供しています。たとえば防災性と撥水性など本来相反する機能を繊維加工に施すといったような自社研究努力を行い、新技術の開発も行っています。

まとめ

このように当社では繊維加工の技術を提供し、商品を製造・販売してまいりましたが、これは当社のみの方力ではありません。仕入れ先などの薬剤メーカー様の協力やお客様からの要望等により、共に協力することによって、そこから商品のヒントが生まれ、実際の生産に結び

ついてきたことはもちろん言うまでもありません。

これまでも培ってきた40年余りの繊維加工技術を活かし、これまでもまた今後も（公財）日本防災協会の指導の下、仕入れ先などへの感謝を忘れず、お客様への信頼と品質重視の姿勢を崩さず、社会の安全（可燃物の防災化）に協力していくとともに、品質管理および、防災の重要性などを啓蒙していきたいと考えています。また今後も新たな防災加工やその他繊維加工を通してお客様、すなわち社会の安全・安心に協力できるよう、商品の製造・加工・販売に携わっていきたくと考えています。

鉄道に使用される繊維製品の 防炎性の試験方法と判定基準

(公財)日本防炎協会 技術部

前回の自動車に引き続き、第2回は米国、EU及び日本における鉄道の防炎規制を紹介する。

●鉄道による国際輸送に関する条約

鉄道に関する国際協定として、1980年に「鉄道による国際輸送に関する条約 (The Convention concerning International Carriage by Rail)」(以下、COTIF条約という)が締結された。防炎規制については、COTIF条約附属F「技術基準の検証と国際交通で使用される鉄道材料に適用する統一技術規則の導入に関するユニフォーム・ルール※1」(以下、APTUという)及び「国際交通で使用する鉄道材料の技術許可に関するユニフォーム・ルール※2」(以下、ATMEという)に規定されている。APTU及びATMEでは、技術的な基準等は規定されておらず、技術的な基準等は別途「統一技術規則 (Uniform Technical Prescriptions)」(以下、UTPという)に規定されている。

UTPにおいて鉄道車両 (rolling stock) は貨車 (freight wagon) と旅客車を含む他の車両の2つに分類される。このうち防炎規制が適用されるのは貨車のみであるが、繊維製品の防炎規制に関しては規定されていない。したがって、鉄道の繊維製品に係る防炎規制は各国独自に裁量されているものと考えられる。

※1: Uniform Rules concerning the Validation of Technical Standards and the Adoption of Uniform Technical Prescriptions applicable to Railway Material intended to be used in International Traffic

※2: Uniform Rules concerning Technical Admission of Railway Material used in the International Traffic

●米国

①法概要

米国における鉄道を規定する連邦法は、合衆国法典 (United States Code) タイトル49輸送サブタイトルV-鉄道プログラム (Rail Programs) において主にまとめられている。技術要件等の詳細については、連邦規則集 (Code of Federal Regulations: 以下、CFRという) タイトル49輸送Part 200～299に規定されている。

鉄道に関する防炎規制については、49 CFR Part 238「旅客設備安全規格 (Passenger Equipment Safety Standards)」に規定されている。

②規制対象となる鉄道

49 CFR Part 238が規定する鉄道の区分を次に示す。防災規制は機関車の運転室及び旅客車に適用される。

区分		定義
機関車の運転室		機関車の操縦席を有する区画又は空間で、列車運転時には通常機関士が占有する。
旅客車 Passenger car	旅客車 Passenger car	一般客の輸送を目的とする動力源と操縦席がない車両。
	制御車 Cab car	動力源はないが、すくなくとも操縦席が一つある鉄道設備。一般客の輸送を目的とする車両。
	総括制御 MU locomotive	蒸気（都市間又は通勤旅客車として利用しない限り）を除く、動力源によって推進する自走式鉄道設備。一般客の輸送を目的とする車両。

③防災基準

以下に、49 CFR Part 238 Appendix B「旅客車両及び機関車運転室に使用される材料の燃焼性及び発煙性の試験方法及び性能判定基準※3」が規定する対象製品、試験方法及び判定基準の一覧を示す。

このうち、繊維製品であるクッション・マットレス及び布地（Fabric）の試験方法の概要を示す。

※3：Test Methods and Performance Criteria for the Flammability and Smoke Emission Characteristics of Materials Used in Passenger Cars and Locomotive Cabs

区分	定義	試験方法	性能基準
クッション	全て	ASTM D 3675-98	$Is^1 \leq 25$
		ASTM E 662-01	$Ds^{*2} (1.5) \leq 100$ $Ds (4.0) \leq 175$
布地 (Fabric)	シート布張りの、マットレスティック (ticking) 及びカバー、カーテン、カーテンシェード	14 CFR 25, Appendix F, Part I (Vertical test)	Flame time ≤ 10 seconds Burn length ≤ 6 inches
		ASTM E 662-01	$Ds (4.0) \leq 200$
他の車両部品	シート及びマットレスフレーム、壁や天井パネル、便器、トレイ及びその他テーブル、仕切り、シェルフ、エンドキャップ、ルーフハウジング、コンポーネントボックス及びカバー	ASTM E 162-98	$Is \leq 35$
		ASTM E 662-01	$Ds (1.5) \leq 100$ $Ds (4.0) \leq 200$
	アームレスト、シートパディングに使用されるフレキシブルセルラー発泡体	ASTM D 3675-98	$Is \leq 25$
		ASTM E 662-01	$Ds (4.0) \leq 100$
	断熱及び防音材	ASTM E 162-98	$Is \leq 35$
		ASTM E 662-01	$Ds (4.0) \leq 100$

	暖房・換気及び空調ダクト	ASTM E 162-98	
		ASTM E 662-01	$D_s (4.0) \leq 100$
	床仕上げ材	ASTM E 648-00	$C.R.F \geq 5 \text{ kW/m}^2$
		ASTM E 662-01	$D_s (1.5) \leq 100$ $D_s (4.0) \leq 200$
	ライトディフューザー (light diffuser)、窓、透明なプラスチック製のフロントガラス	ASTM E 162-98	$I_s \leq 100$
		ASTM E 662-01	$D_s (1.5) \leq 100$ $D_s (4.0) \leq 200$
エラストマー	窓のガスケット、車のダイヤフラム、ルーフマット、シートスプリング	ASTM C 1166-00	Average flame propagation $\leq 4 \text{ inches}$
		ASTM E 662-01	$D_s (1.5) \leq 100$ $D_s (4.0) \leq 200$
構造部品	床張り、及びその他	ASTM E 119-00a	パス

*1 : Radiant Panel Index (輻射パネル指数)

*2 : Specific Optical Density of Smoke (発煙濃度) Reference : 49 CFR Ch. II (10-1-11 Edition) Part. 238, Appendix B

【試験方法】

●ASTM D3675火災伝播試験

<概要>

試験サンプルを規定の輻射パネルで曝露させ、試験サンプルの表面燃焼速度や熱電対の温度上昇値を測定し、輻射パネル指数 (Radiant Panel Index : I_s) を計算し、評価するもの。

<手順概略>

- ・ 長さ460mm、幅150mm、厚さ25mm (以下) の試験サンプルを最低4個用意する
- ・ スタック熱電対 (stack thermocouple) の温度を測定するために電位差記録計 (potentiometer recorder) を作動させる
- ・ 輻射パネルを指定された試験条件に設定する
- ・ 試験サンプルを試験サンプルホルダーに取付け、時間の計測を開始する
- ・ 試験サンプルの炎が試験サンプルホルダーの各75mmマークに到着した時間及びスタック熱電対の最大温度上昇値を記録する
- ・ 試験は試験サンプルの炎が375mm位置に達する、又は暴露時間が15分間に達するまでのいずれか早い方までとする
- ・ 輻射パネル指数 (I_s) を計算する

●ASTM E662発煙性試験

<概要>

試験サンプルを無炎試験 (輻射加熱) 及び有炎試験 (輻射加熱及びバーナーで接炎) を実施し、加熱燃焼時の発煙濃度を測定し評価するもの。

<手順概略>

- ・ 長さ76.2mm、幅76.2mm、厚さ25.4mm (以下) の試験サンプルを最低6個 (有炎・無炎試験用各3個) 用意する
- ・ 無炎試験は密閉した試験チャンバーに試験サンプルを垂直に置き、輻射加熱器

で加熱させ発煙させる。有炎試験は輻射加熱器で加熱及び6管バーナー（six-tube burner）で接炎して発煙させる

- ・ 輻射加熱炉（radiant heat furnace）及びバーナーを指定された試験条件に設定する
- ・ 試験サンプルを試験サンプルホルダーに取付け、時間の計測を開始する
- ・ 30秒を超えない時間間隔で光透過率と対応する時間を記録する
- ・ 試験サンプルの燃焼と発煙性の特性に関する現象（剥離、たるみ、収縮、溶融、煙色等）を記録する
- ・ 試験は最小光透過率の値に達してから3分間、又は加熱時間が20分間に達するまでのいずれか早い方までとする
- ・ 発煙濃度（Specific Optical Density of Smoke : Ds）を計算する

●14 CFR 25, Appendix F, Part I 垂直試験（Vertical Test）

<概要>

バーナーによる垂直試験を実施し、燃焼時間及び燃料長さを評価するものである。14 CFRは航空機に関する連邦規則であり、当該試験方法は航空機内で使用される座席クッション等繊維製品の試験方法と同様である。

<手順概略>

- ・ 試験サンプルは飛行機等に使用される最小厚さとする。試験サンプルは少なくとも3個とする
- ・ 規定の温度及び湿度条件で24時間調整する
- ・ 試験サンプルの下片は規定のバーナー炎の上端から3/4インチに調整し、バーナー炎は試験サンプルの中心線に当てる
- ・ 接炎時間は12秒とする
- ・ 燃焼時間、燃焼長さ及び滴下物の燃焼時間を記録する

●EU

①法概要

鉄道に係る技術的要求事項は、相互運用性に関する技術仕様書（Technical Specification for Interoperability：以下、TSIという）で規定され、TSIの改訂に関しては欧州鉄道機関（European Railway Agency：ERA）が責務を負っている。

TSIは鉄道の運行方式ごとに規定されている。各TSIの根拠法令を以下に示す。

- ・ 高速鉄道（High Speed） COMMISSION DECISION of 21 February 2008 concerning a technical specification for interoperability relating to the ‘rolling stock’ sub-system of the trans-European high-speed rail system (2008/232/CE)
- ・ 在来線（Conventional Rail） COMMISSION DECISION of 26 April 2011 concerning a technical specification for interoperability relating to the rolling stock subsystem - ‘Locomotives and passenger rolling stock’ of the trans-European conventional rail system (2011/291/EU)

高速鉄道の火災安全についてはEN45545-2もしくは英国、フランス、ドイツ、イタリア及びポーランドのいずれかの国内規格の要求事項を満たすことが、2008/232/CEの

7.1.7. Measures to prevent fire – material conformityに規定されている。

在来線の火災安全についてはEN45545-2の要求事項を満たすことが、2011/291/EUの4.2.10.2. Material Requirementに規定されている。

②規制対象となる鉄道

CEN45545-1に運行区分 (Operation Category) 及び設計区分 (Design Category) が規定され、運行区分と設計区分を組み合わせた区分ごとに、満たすべき危険性等級 (Hazard Level Classification) がCEN45545-2に規定されている。

運行区分、設計区分及び危険性等級を次に示す。

CENにおける運行区分

区分	定義
1	以下条件の鉄道 <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルまたは高架構造物の運行用に設計されていない車両 最小遅延で停止することができ、その後車両側面から安全な場所に即時避難が可能である
2	以下条件の鉄道 <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルまたは高架構造物の運行用に設計された車両 車両側面から退避可能で、駅もしくは緊急避難用駅に短距離走行時間 (short running time) : 5km、4分で到着が可能である
3	以下条件の鉄道 <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルまたは高架構造物の運行用に設計された車両 車両側面から退避可能で、駅もしくは緊急避難用駅に長距離走行時間 (long running time) : 20km、15分で到着が可能である
4	以下条件の鉄道 <ul style="list-style-type: none"> 地下トンネルまたは高架構造物の運行用に設計された車両 車両側面から退避不可能だが、駅もしくは緊急避難用駅に短距離走行時間 (short running time) で到着が可能である

CENにおける設計区分

区分	定義
クラスA	緊急訓練を受けた乗務員がいない自動運行車両
クラスD	2階建て車両
クラスS	寝台車
クラスN	その他全ての標準的な車両

CENにおける危険性等級

運転区分	設計区分			
	N	A	D	S
1	HL1	HL1	HL1	HL2
2	HL2	HL2	HL2	HL2
3	HL2	HL2	HL2	HL3
4	HL3	HL3	HL3	HL3

③防災基準

CEN45545-2に鉄道に使用される材料の要求事項（基準値及び試験方法）が規定されている。当該規格で規定される材料は、内装材、外装材、備品、電気設備及び機械設備に大きく区分され、繊維製品は内装材及び備品に該当する。

CENにおける製品の区分のうち繊維製品に係る区分を次に示す。

CENにおける製品の区分及び対応する要求事項区分

製品番号	製品名	要求事項区分
内装材		
IN 8	乗客、スタッフエリア及びスタッフコンパートメントのカーテン・ブラインド Curtains and sunblind in passenger and staff areas, staff compartments	R1
備品		
F 1	乗客用座席 Complete passenger seat	R17
F 1A	乗客用座席及びヘッドレストの詰め物 Upholstery for passenger seats and head rest	R20
F 2	スタッフエリアの座席 Seats in staff areas	R18
F 3	マットレス Mattresses	R20
F 5	寝台用寝具類（ブランケット、シーツ等） Bed clothes for couchettes and beds (blanket, duvets, pillows, sleeping bags and sheets)	R19
F 7B	寝台下表面 Underside surface of couchettes and beds	R1

表 1 CENにおける繊維製品の要求事項

区分	試験方法	パラメーター単位	要求事項定義	性能判定基準		
				HL1	HL2	HL3
R1	T02 ISO 5658-2	CFE ^{*1} kW/m ²	Minimum	20 注)		
	T03.01 ISO 5660-1 : 50 kW/m ²	MARHE ^{*2} kW/m ²	Maximum	- 注)	90	60

	T10.01 EN ISO 5659-2 : 50 kW/m ²	Ds (4) dimensionless	Maximum	600	300	150
	T10.02 EN ISO 5659-2 : 50 kW/m ²	VOF4 min	Maximum	1,200	600	300
	T11.01 EN ISO 5659-2 : 50 kW/m ²	CITG ^{*3} dimensionless	Maximum	1.2	0.9	0.75
R17	T06 ISO 9705	MARHE kW/m ²	Maximum	75	50	20
R18	T03.02 ISO 5660-1 : 25 kW/m ²	MARHE kW/m ²	Maximum	75	50	50
R19	T07 EN ISO 12952-3/-4	After burning times	Maximum	10		
	T03.02 ISO 5660-1 : 25 kW/m ²	MARHE kW/m ²	Maximum	50		
	T10.03 EN ISO 5659-2 : 25 kW/m ²	Dsmax dimensionless	Maximum	200		
	T11.02 EN ISO 5659-2 : 25 kW/m ²	CITG dimensionless	Maximum	0.75		
R20	T03.02 ISO 5660-1 : 25 kW/m ²	MARHE kW/m ²	Maximum	75	50	50
	T10.03 EN ISO 5659-2 : 25 kW/m ²	Dsmax dimensionless	Maximum	300	300	200
	T11.02 EN ISO 5659-2 : 25 kW/m ²	CITG dimensionless	Maximum	1.2	0.9	0.75

※1 : Critical Heat Flux at Extinguishment (消火時の臨界熱流束)

※2 : Maximum Average Rate of Heat Emission (熱放散の最大平均率)

※3 : Conventional Index of Toxicity (毒性の通常的な指数)

注) ISO 5658-2の試験中に火炎滴下物 (flaming droplets) もしくは火炎粒子 (flaming particles) が確認された場合もしくは同試験中に材料が着火しない特殊な場合には評価不能とし、以下の試験を追加しなければならない :

-MARHE : 90kW/m²以下 (H1、H2、H3)

-EN 11925-2¹の試験方法によって30秒間接炎し以下の基準を満たすこと

- ・ 60秒間以内に燃焼長さが15cm以下であること
- ・ 燃焼滴下物 (burning droplets) もしくは燃焼粒子 (burning particles) が発生しないこと

1 Reaction to fire tests - Ignitability of products subjected to direct impingement of flame - Part 2 : Single-flame source test

【試験方法】

●ISO 5658-2火災伝播試験

<概要>

試験サンプルを規定の放射熱流速で曝露させ、試験サンプルの横方向への燃焼した長さや燃焼速度を測定し、持続燃焼に必要な平均熱量及び消火時の臨界熱流束を計算し、評価するもの。

<手順概略>

- ・ 長さ800mm、幅155mm、厚さ50mm（以下）の試験サンプルを最低6個（各表面又は方向に3個ずつ）用意する
- ・ 各試験サンプルは中心から長さ方向に水平線を引く。水平線に沿って50mm毎に垂直線を引く
- ・ 輻射パネルを指定された試験条件に設定する
- ・ 試験サンプルを試験サンプルホルダーに取付け、すぐに時間の計測を開始する（クロノグラフ、又はビデオカメラ時計）
- ・ 試験サンプルの着火時間及び炎の先端が各垂直線（50mm毎）に達するまでの時間を記録する
- ・ 持続燃焼に必要な平均熱量（ Q_{sb} ：Average Heat for Sustained Burning）を計算する
- ・ 消火時の臨界熱流束（CFE：Critical Heat Flux at Extinguishment）を計算する

●ISO 9705火災伝播試験

<概要>

試験サンプルを規定の試験室内に実際の使用と同様に取付け、規定のバーナーを壁の角に接触させ、入射熱流速を測定し、評価するもの。

<手順概略>

- ・ 規定の試験室内（長さ3.6m、幅2.4m、高さ2.4m）に試験サンプル（製品）を可能な限り実際に使用されるのと同じように取付ける
- ・ バーナーを着火する少なくとも2分前に全ての記録及び測定装置をスタートさせる
- ・ バーナーの点火から10秒以内に規定の出力に調整する
- ・ 試験を写真又はビデオで記録し、秒単位の表示の時計を全ての写真記録内に入れる
- ・ 試験中、以下の事象を観察したときの時間を記録する：
 - ① 天井の着火
 - ② 壁及び天井の表面での火災伝播
 - ③ バーナーからの熱放出の変化
 - ④ 扉から出る炎
- ・ フラッシュオーバーが起きた時、又は20分経過した時のいずれか早い時をもって試験を終了する
- ・ 観察は2時間経過した時、又は目視での燃焼が消えた時のいずれか早い時をもって終了する
- ・ 試験後の損傷度合いを記録する

●ISO 12952-1たばこ試験

<概要>

試験サンプルに燻焼しているたばこを置き、試験サンプルが燻焼又は燃焼するかを確認し、評価するものである。

<手順概略>

- ・ 完成品の試験サンプル、又は通常折らないで使用するもの（例：マットレスカバー等）の場合、450mm四方のサイズ、通常折って使用するもの（例：シーツ、ブランケット等）の場合、450mm×1350mmのサイズの試験サンプルを用意する
- ・ 試験サンプルをテストリグに取付ける
- ・ たばこに火を着け、火が明るくなるまで空気を引き込む（5mm以上、8mm以下）
- ・ たばこを規定の位置に置き（たばことたばこの間は最低100mm以上空ける）、最後のたばこを置いた後に時間の計測を開始する
- ・ 試験サンプルの燻焼や燃焼の状況を観察する

●ISO 12952-2バーナー試験

<概要>

試験サンプルを規定のバーナーで接炎し、試験サンプルが燻焼又は燃焼するかを確認し、評価するものである。

<手順概略>

- ・ 450mm四方の試験サンプルを用意する
- ・ 試験サンプルをテストリグに取付ける
- ・ 規定のバーナーを水平にして試験サンプルの規定の位置に15秒間接炎する
- ・ 試験サンプルの燻焼や燃焼の状況を観察する

●日本

①法概要

日本の鉄道の安全に関連する根拠法として「鉄道営業法」が制定され、鉄道車両の防火に関しては、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（以下、省令という）」第8章第5節 車両の火災対策等で規定され、鉄道に使用される繊維製品の防火性等に関しては同節第83条第3項に規定される。

省令第83条第3項の条文は、『旅客車の車体は、予想される火災の発生及び延焼を防ぐことができる構造及び材質でなければならない。』とあるのみで、具体的な内容は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準（国土交通省鉄道局長通知 平成14年3月8日国鉄技第157号）（以下、解釈基準という）」で公表されている。解釈基準は通達であり強制力はないが、省令が規定する要求事項を具体化しているものであることから、実質的には強制力をもった基準であると考えられる。

②規制対象となる鉄道

省令第2条第12項に車両は、機関車、旅客車、貨物車及び特殊車（除雪車、軌道試験車、電気試験車、事故救援車その他特殊な構造又は設備を有するものをいう）であって、鉄道事業の用に供するものと定義されている。

繊維製品の防火規制が適用されるのは車両のうち旅客車のみであり、旅客車は次のよ

うに区分される。

区分	定義
一般旅客車	地下鉄等旅客車、新幹線旅客車及び特殊鉄道を除く旅客車
地下鉄等旅客車	主として地下式構造の鉄道に使用する旅客車及び長大なトンネル（市街地の地下に設けるトンネルであって、1つのトンネルの長さが1.5kmを超えるもの、市街地の地下以外に設けるトンネルであって、1つのトンネルの長さが2kmを超えるもの及びトンネル内に駅を設置するトンネルであって、トンネル内の駅間距離（ホーム端間距離をいう）又はトンネル端と最寄駅のホーム端との距離が1kmを超えるもの）を有する鉄道に使用する旅客車
新幹線旅客車	新幹線鉄道に使用する旅客車
特殊鉄道	懸垂式鉄道 ² 及び跨座式鉄道 ⁶ 、案内軌条式鉄道 ⁴ 、無軌条電車 ⁵ 、鋼索鉄道 ⁶ 並びに浮上式鉄道 ⁷ （常電導吸引型磁気浮上・リニアインダクションモーター推進方式のものに限る）

③防災基準

以下に、解釈基準に記載されている規定対象となる繊維製品、判定基準及び試験方法を示す。

部位		一般旅客車	地下鉄等旅客車及び 新幹線旅客車	特殊鉄道
座席 ^{**4}	表地	難燃性	難燃性	難燃性（鋼索鉄道）
	詰め物	規定なし	難燃性	難燃性（懸垂式鉄道及び跨座式鉄道） 案内軌条式鉄道及び浮上式鉄道は上記に準ずる
日よけ	日よけ	難燃性	難燃性	左記車両に準ずる
ほろ	ほろ	難燃性	難燃性	難燃性（懸垂式鉄道及び跨座式鉄道、案内軌条式鉄道） 浮上式鉄道は上記に準ずる

※4：表地、詰め物、下方に電熱器を設けている場合

- 2 車両の上にレールがあるモノレール。（例）湘南モノレール
- 3 車両の下にレールがあるモノレール。（例）東京モノレール
- 4 走行路面上の中央または側壁にある案内軌条に案内輪をあてて、ゴムタイヤで走行する交通機関。（例）ゆりかもめ
- 5 道路上に張られた架線から取った電気を動力として走るバス。トロリーバス。（例）立山トンネルトロリーバス
- 6 鋼索（ケーブル）が繋がれた車両を巻上機等で巻き上げて運転する。ケーブルカー。（例）箱根登山ケーブルカー
- 7 車体を軌道から浮上させ推進する鉄道。（例）リニモ

燃焼規格の定義

部位	アルコール燃焼中				アルコール燃焼後			
	着火	着炎	煙	火勢	残炎	残じん	炭化	変形
不燃性	なし	なし	僅少	-	-	-	100mm以下の変色	100mm以下の表面的変形
極難燃性	なし	なし	少ない	-	-	-	試験片の上端に達しない	150mm以下の変形
	あり	あり	少ない	弱い	なし	なし		
難燃性	あり	あり	普通	炎が試験片の上端を越えない	なし	なし	試験片の上端に達する	縁に達する変形、局部的貫通孔

【試験方法】

●鉄道車両用非金属材料の試験方法 I

<概要>

45度に保持した試験サンプルをアルコール容器に着火した炎に接炎し、アルコール燃料中及び燃焼後の試験サンプルの状態を観察するもの。

<手順概略>

- ・ 吸湿性の材質の場合にはB5判（182×257mm）に仕上げた試験サンプルを通気性のある室内で直射日光を避け、床面から1m以上離し、5日以上経過させる
- ・ 温度：15～40℃及び湿度：60～75%に調整した室内で試験サンプルを45度に保持する
- ・ 燃料容器の底の中心が試験サンプルの下面中心の鉛直下方25.4mmのところにくるように設置する
- ・ 燃料容器に無水エタノール（純エチルアルコール）0.5mLを入れ着火し、燃料が燃え尽きるまで放置する
- ・ 燃焼中の着火、着炎、発煙状態及び火勢並びに燃焼後の残炎、残じん、炭化及び変形状態を観察する

新連載 第1回 アメリカからの便り

米国消防事始め ～ボランティア消防団について～

リスクウォッチ代表 長谷川祐子

皆さま、あけましておめでとうございます。2015年皆さまにLetter from AMERICAと題してアメリカ消防のことをお伝えしていきます。最初に私の紹介です。

私は在日米海軍司令部地域統合消防隊に23年間在籍いたしました。耳慣れない消防署ですが簡単に言いますと日本に

駐留しているアメリカ軍の基地の中にある消防隊のことです。その消防隊の予防課でINSPECTOR（火災検査員）としてキャリアを重ね昨年退職し、現在はリスクウォッチ代表として仕事をしております。日本には現在私が在籍したアメリカ軍海軍（横須賀他）、空軍（横田他）、陸軍（座間他）、海兵隊（沖縄他）の基地がありそれぞれに消防隊が存在いたします。アメリカ軍人が半分を占めている空軍を除いて他の米軍消防隊員は数名のアメリカ人監督者と、その他は皆日本政府が給与を持つ日本人従業員です。よく聞かれるのですが、公務員ではありません。特徴は米国国防省雇用の民間人消防官が上司として在職しアメリカの消防法に基づき運営されていることです。その為アメリカの消防トラック、器具機材を使う機会にも恵まれましたが一番興味深いものはSTRADGEDY、戦略、思想というものでした。日本と違いがあるものを皆様にお届けしていきます。第1回目今回はアメリカの消防文化についてです。日本に江戸の火消があるようにアメリカにも火消の伝統があります。あまり知られていないこの文化を紹介いたします。



勤めていた消防署



見学者と共にアメリカ製の消防車

アメリカの消防の創始者は?!



このアメリカ100ドル札に描かれている偉人“ベンジャミン フランクリン”がその人です。彼は1706年生まれ、アメリカ合衆国の政治家、外交官としても有名です。アメリカ独立に多大な貢献をしアメリカ建国の父の一人となっています。また、凧を用いた実験で、雷が電気であることを明らかにしたことで知られています。彼は18歳から20歳までのイギリス留学で様々な事を学びアメリカに持ち込んでいますが、その中の一つに保険会社がありました。街の商店で保険に入ると火災時に保険会社が持つ消防隊が出動して火を消してくれるという商品です。どの商店が保険に入っているのかは保険会社が提供するFire Marksが目印でした。でもこのシステムは契約商店しか消火しないという事で悪評でした。そこで彼はアメリカ初の消防組合を1936年にフィラデルフィアで組織しました。米国ボランティア消防隊の始まりです。



①



②

①から④はFire Marksと呼ばれている看板です。イギリスで保険会社の加入

目印として製造されたのが始まりです。今では役目を終え、アンティークとしてコレクターたちのアイテムとなっています。コピー商品も沢山取引されており、大体40ドル位。ネットで入手可能です。デザイン性も高く魅力的で私も数点持っております。



③



④

さて次に米国ボランティア消防団のお話です

アメリカをはじめ多くの国では活動の全てまたは大半をボランティア消防団が担っています。米国の場合は全消防署の86%に当たる市町村で、また全人口の39%がボランティア消防士によって守られています。米国の115万人いる消防士のうち81万人はボランティアです。日本では考えられない状況ですが、そのため各地のコミュニティでは年372億ドルの税金の節約になっているそうです。

ボランティア消防士、ジョンさんとキャシーさん

私が初めてアメリカで出会った消防団員はテキサス州アトランタでの消防長会議に出席した後のことでした。私たちの消防署で購入予定の機材を使った子供教育プログラムを教えてくれるということで私たちの泊まっているホテルまで教材付きで来てくれたのがジョンさんとキャシーさんのお二人でした。ジョンさんは週の内4日を警察官として、残りの3日はボランティア消防士として働いて

います。キャシーさんは週に3日スクールバスの運転手としてのお仕事をし、2日をボランティア消防士として働いています。私は当時ボランティア消防団についての知識があまりなく今から考えると恥ずかしいくらい“本当にお給料もらっていないの”と何度も聞いてしまいました。ジョンさんは“祐子さん、僕は普通の人が簡単にはなれない消防士という人の命を救う仕事につけて本当に自分が幸運だったと思っている。ボランティアで全然かまわないよ”と答えてくれました。その精神に敬服いたしました。

消防署での資金稼ぎ

それから後色々な場所でアメリカの消防団の人々に会うことができるようになり、次第に理解できるようになってきました。市町村は消防署、消防トラック、防火服、訓練などの施設や装備はすべて



消防のマスコットスパーキーも登場

税金で準備しますが、人件費は基本ボランティアなのです。運営費も勿論市町村から支払われますが、消防署での必要経費が全てまかなわれているわけではありません。そのような時ボランティアの消防団は自分たちでお金を稼ぎ出します。例えば食事会。コミュニティーのスーパーマーケットなどから寄付として具材をいただき、それで美味しい食事を準備します。そしてコミュニティーに招待

状をだし、食事代としてお金を集めるのです。市長をはじめ議員さんや市役所の人々など沢山の人がこぞって参加して楽しくひと時をすごします。本来消防士はなかなかの料理人ですので美味しいそうです。今アメリカで生活している娘がハローインの時に孫と共に消防署を訪れたら丁度スパゲッティ会食を実施していたそうです。お昼に25ドルは高いなとス



コーチのバックが当たるくじ

キップしてしまったようですが目的を話して次回はぜひ参加してと勧めておきました。食事会の目的もきちんと説明されています。火事にあった人へのお見舞いや、老人ホームへのクリスマスプレゼント、少年消防団のキャンプ費用補助など様々です。勿論消防隊の運営費の補助にもいたします。

このような消防士がコミュニティー



消防士が洗車しますCar Wash

を守っているのです。その消防士たちが火災の時に命を落とすような時、仲間の消防士やコミュニティーは嘆き悲しみます。自分たちの命を守ってくれた消防士がいなくなるからです。消防士は仲間であり隣人なのです。アメリカに消防の心を表す消防士の詩があります。沢山あるのですが、私の好きな消防士とは何かという詩をに日本各地の消防学校にて日本の消防士である生徒さん達にアメリカ消防の心として伝えています。

消防士とは何か

消防士とは、直ぐ隣に住んでいて、少年の頃の記憶を持った男である。

消防士とは、消防車のそのけたたましいサイレンの音、ものすごい煙それと身の危険に伴う異常な興奮に決して負けない男である。

消防士とは、あなたあるいは自分と同じく心配事や不安や満たされない夢を抱いた一人の男である。

しかし、その男は飛びぬけた使命感を持っている。
その男は消防士である。

消防士とは、ひとたび出動のベルが鳴れば身を呈して危険から一般市民を守る日ごろのヒーローである。

消防士とは、最も運の良い男であると同時に最も運の悪い男である。

消防士とは、命を守る男である。
何故ならあまりに多くの死をみてきたからである。

消防士とは、物腰の柔らかい男である。
何故なら抑えの効かない凶暴さの恐ろしいパワーを見てきたからである。

消防士とは、ちびっ子たちの笑いに責任を持っている。
何故なら二度と笑うことのない小さな遺体をあまりにも多く両手に抱えてきたからである。

消防士とは、その人生の中で、どおって事のない喜びに感謝の念を抱く男である。

例えば、かじかんだ手、曲げられない指で持った熱いコーヒーとか疲れきった骨と筋肉のための温かいベットとか勇敢な仲間達とか、天から授かった平穏とか全ての男たちの名において成しえた、自分自身の事は後回しの献身的任務である。

消防士とは、抗議したり反対闘争の旗を振ったり汚い言葉で大声でわめいたりして行進を行わない。
行進は殉職した仲間を讃えるために行うのである。

消防士とは、決して声高らかに助け合いの人間関係の大切さを強調して説教したりしない。
それを自ら実践しているのである。



長谷川祐子 プロフィール

前在日米海軍司令部消防隊予防課長
現在はリスクウォッチ代表
<http://www.risk-wtch.net/>

浜松市消防局における奏功事例

浜松市消防局

平成26年4月、専用住宅において、放火により、屋外の可燃物から出火し、居間の掃き出し窓のガラスの下部が受熱により破損し、屋内のカーテンに燃え移ったもので、帰宅した家人が発見したとき

は、火災は鎮火していた。

居間には、レースカーテンと遮光カーテンが閉め切った状態であったが、遮光カーテンは、防炎のものを使用していたことから、延焼拡大せず自然鎮火した。



レースカーテンの焼損状況



防炎カーテンの焼損状況



室内のカーテン状況

全国の図書館・小学校へ 防災教材DVDを配布しました

(公財)日本防災協会

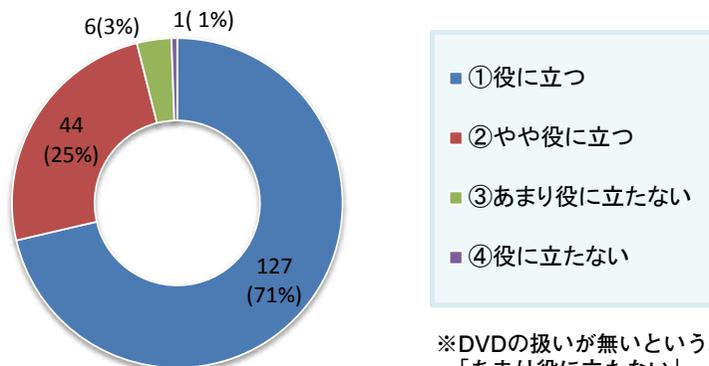
日本防災協会は、一昨年度小学生を中心とした子供達を対象に防災品普及広報用のアニメ仕立てのDVD「おじいちゃんが残してくれたもの～燃えても 燃えない? 燃えにくい～」を2,600枚制作し、各消防本部(局)、各消防署等に配付いたしましたが、より多くの方々特に小学生児童にも防災品を知っていただく為に全国の視聴覚設備のある図書館3,618館と全国の小学校21,013校へ希望調査をし、ご希望あった小学校1,381校にDVDを配布いたしました。これは当初見込み1,000校を大きく上回る反響でした。

小学校については授業の一環としてご使用いただけるように学習指導案として「第4学年 社会科」と「第5・6学年 家庭科」の教師用手引書も作製しDVD希望校には一緒に配布いたしました。



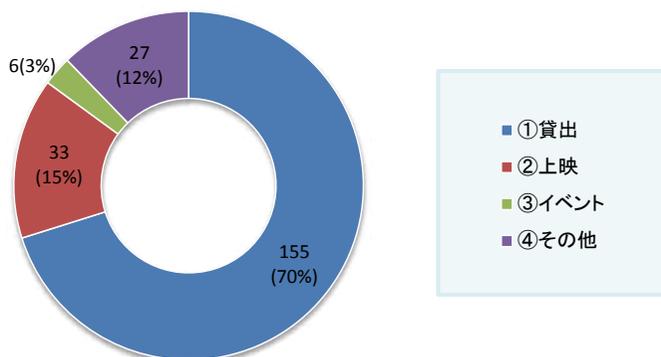
図書館向けでは教材送付時にアンケートを同封し上映、貸出し等でご使用になられてどうだったのか反響調査を2014年7月12日から2014年10月31日回答期限とし行いました。アンケート結果を簡単にご紹介いたします。

質問：1 教材はいかがでしたか？



※DVDの扱いが無いという理由で「あまり役に立たない」「役に立たない」と回答したものは除く。

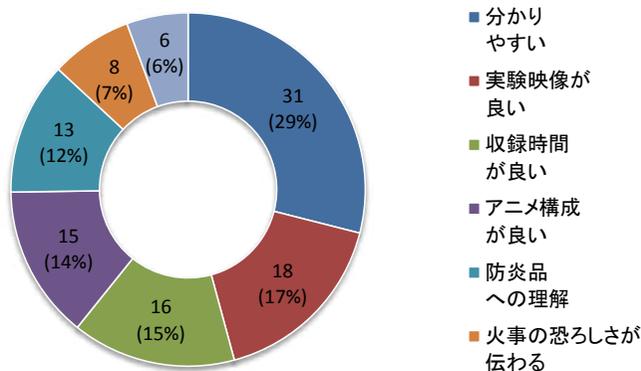
質問：2 本教材の使用方法をお聞かせください。



質問：3 本教材の良いと思われる点/不足していた点をご記入ください。

■ 良いと思われる点

教材の良い点を、自由回答で記入してもらった。良い点の意見として、「わかりやすい」「アニメによる構成」「実験映像」「収録時間」「防災品への理解」「火事の恐ろしさが伝わる」「子どもから大人まで活用できる」という意見が多く挙げられていた。「わかりやすい」という意見が29%と一番多く、次いで「実験映像」(17%)「収録時間」(16%)が良いという意見が多く見られた。また、「家族の絆についても学習できる」といった意見も見られた。



質問：3本教材の良いと思われる点/不足していた点をご記入ください。

■ 不足していた点

教材の不足していた点を、自由記入で回答してもらった。

不足している点として、「内容・情報を追加して欲しい」「防災品以外の内容も欲しい」「防災品の素材・性能の解説が不足」という意見があった。「演出・構成」「タイトル・表示」「収録時間」についての指摘も見られた。

「内容・情報の追加」については、

「実験映像がもう少し（出来れば何種類か）あれば良かったと思う。」「防災材の種類等について、ふやしてもらえれば」「防災物品ラベルと防災製品ラベルの違いがよくわからない。」「燃え広がらないという事はよく分かりましたが、熱の伝わり方はどうなっているのでしょうか？特に割烹着など身につけるものなので部分的に高温になっていないか気になりました。」等の意見が見られた。

「防災品以外の内容も欲しい」については、

「火が大きくなるなくすることも必要では（台所の壁の材質か壁紙）」「天ぷら油の処理、消火方法についてあればなお良かったと思う。」「火災報知機の役割についても少し触れてほしかった。おばあさんがよけいにあわてたように感じた。」等の意見があった。

「演出・構成」については、

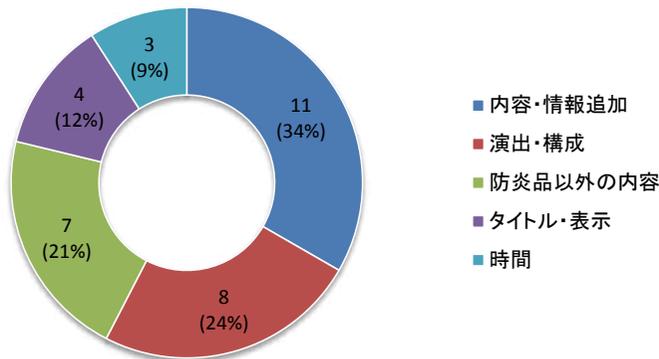
「児童向けの教材だと思うので例として「寝たばこ」はどうかと思いました。」「説明的な場面が多いので、低学年の子供には親しみにくいのではないか」「物語の最後に防災品についてのまとめチャプター等を入れればより児童の印象に残る」等の意見があった。

「タイトル・表示」については、

「子どもには副題が少し分かりにくい気がします。貸出のことを考慮すると、DVDケースではっきり「防災品」が主題であると分かるような副題の方がよいのではないのでしょうか。」との意見があった。

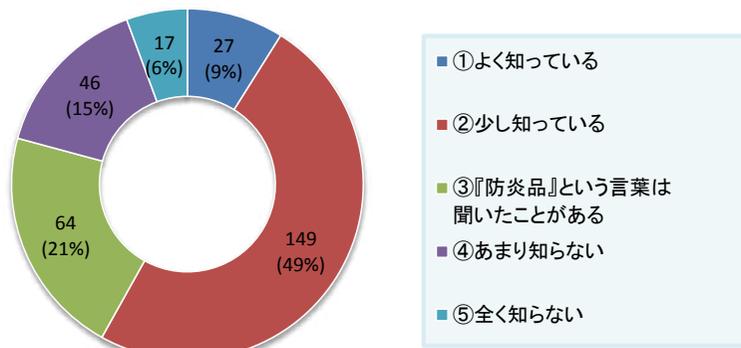
「時間」については、

「もう少し長くてもよい」という意見があった。

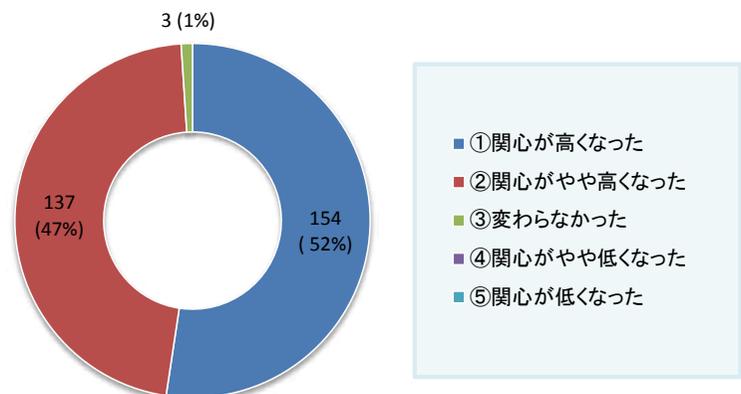


小学校へは防災教材DVDのご案内を2014年7月1日に全国の小学校に送付し、応募受付期間2014年7月3日から2014年8月15日迄、教材を8月29日に発送9月から使用開始していただきました。(学校によっては次年度授業用など) 又、教材送付時にアンケートを同封し反響調査を2014年9月1日から2014年10月31日回答期限とし行いました。アンケートの結果を簡単にご紹介いたします。

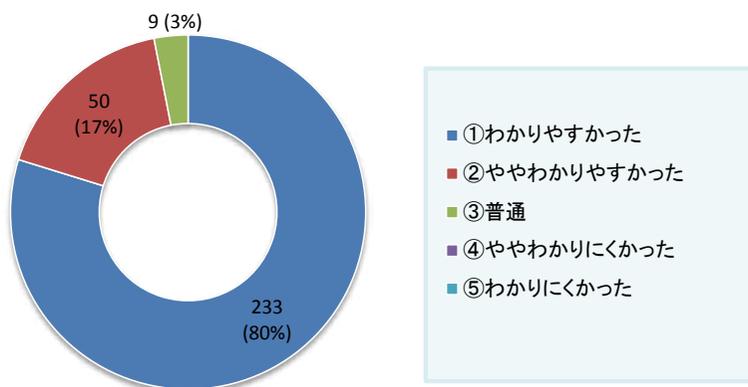
質問：1『防災品』について知っていましたか？



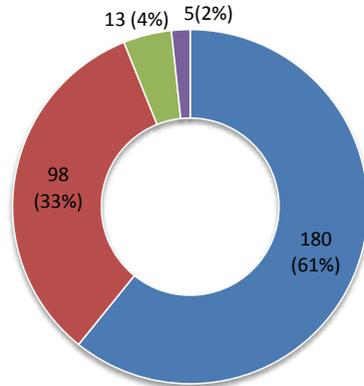
質問：2 DVDを視聴した後に防災品について関心が高まりましたか？



質問：3 今回の防災教材はわかりやすかったですか？

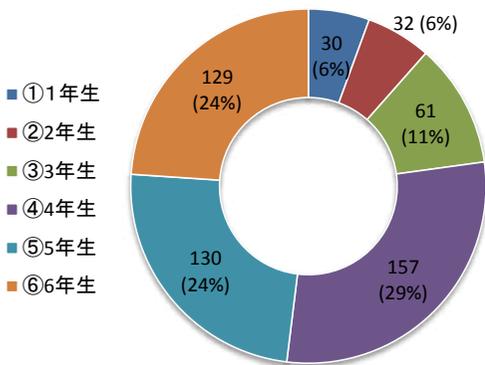


質問：4 今回の防災教材はいかがでしたか？



質問：5 本教材の具体的な使用方法をお聞かせください。

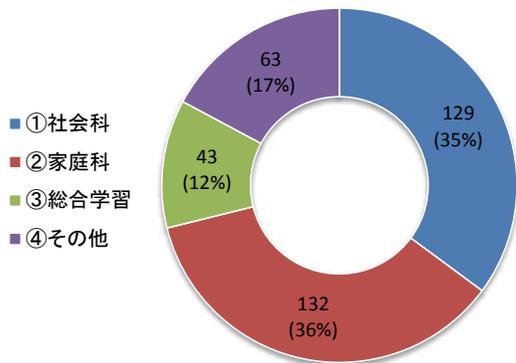
■ 授業を行う予定の学年



4年生 社会「火事をふせぐ」
 5, 6年生 家庭科「調理時安全指導」
 「快適な衣服と住まい」
 上記の対象である学年での使用想定が多い結果となった。
 1年生、2年生、3年生についての使用想定もみられることから、防災教材DVDが教科での使用にとどまらず、学校全体での使用がされることが伺える。

質問：6 本教材の具体的な使用方法をお聞かせください。

■ 授業を行う予定の科目



その他の回答として、
 「生活科」
 「学活」
 「防災訓練時等の防災教育」
 「理科」(アルコールランプ使用時指導)
 「理科」(燃焼の仕組み)
 「給食の時間に全学年へ放映」
 「人権教育(命を守る)」
 等があった。
 「教師の研修時に視聴する」といった学校もあった。

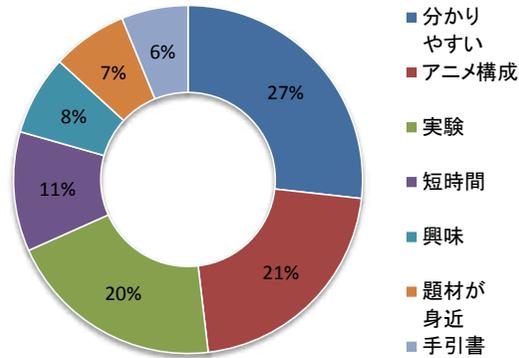
質問：7本教材の良いと思われる点/不足していた点をご記入ください。

■ 良いと思われる点

教材の良い点を、自由回答で記入してもらった。

良い点の意見として、「わかりやすい」「アニメによる構成」「実験映像」「収録時間」「生徒の興味・関心を惹きやすい」「題材が身近」「手引書・ワークシートがある」という意見が多く挙げられていた。「わかりやすい」という意見が一番多く、次いで「アニメの構成」「燃焼実験」が良いという意見が多く見られた。

また、「命の大切さに気付かされる」「命の大切さが伝わる」といった意見も見られた。



質問：7本教材の良いと思われる点/不足していた点をご記入ください。

■ 不足していた点

教材の不足していた点を、自由記入で回答してもらった。

不足している点として、「内容・情報を追加して欲しい」「具体例を紹介して欲しい」「防災品以外の内容も欲しい」「防災品の素材・性能の解説が不足」という意見があった。また、演出・構成についての指摘が見られた。

「内容・情報追加」については、

「なぜ燃えにくいのかについて説明があると高学年はさらに興味を持って見ると思う」「なぜこのような製品が生まれるの至ったか 作り上げる人の苦心や工夫など使う例作る例のもう少し深いところが必要」等の意見が見られた。

「具体例を紹介して欲しい」については、

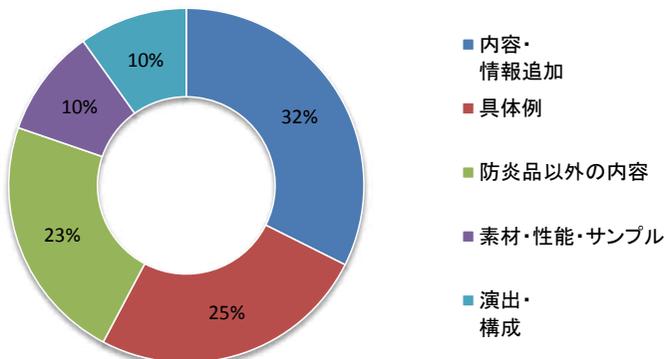
「防災品の種類やどのようなところに使われているのかという部分を詳しく解説して良いと思う」「具体的に購入できる場所（普通のお店にあるのか否か）等にもふれてもいいのでは」「火災の際、防災品が役に立った話などが聞きたい（消防署の方など）」等の意見があった。

「防災品以外の内容も欲しい」については、

「防災品以外にも触れて欲しい」「家庭での火災の対応」「もっと科学的な内容を入れると良い」等の防災品と合わせて防火について学べる内容を望む意見があった。

「防災品の素材・性能の解説が不足」については、

「なぜ防災品が燃えにくくなるのかがわからない。布に何か加工してあるのだらうと思うがそのことによって手触りや通気性がどうなるのかが気になる。」等の素材の仕組みや工夫の解説、「防災カーテンのはぎれやラベルの見本等があればなおわかりやすい」等があり、DVDに合わせてサンプルも配布して欲しいとの声もあった。



平成26年度

防災加工専門技術者講習修了証の交付（大阪会場）

（公財）日本防災協会 管理部

平成26年度防災加工専門技術者講習実施の結果、次表の方に講習修了証を交付しました。

氏名	都道府県名	氏名	都道府県名
澤 遼太郎	三重県	前田 好二	大阪府
島塚 みつ子	岐阜県	森田 英寿	岡山県
延興 隆富	和歌山県	長谷川 尚志	大阪府
笠原 敬次	静岡県	世耕 幸夫	東京都
広沢 清勝	石川県	菅原 信明	北海道
四之宮 丈幸	岐阜県	笹井 隆光	石川県
江上 功	愛知県	田中 浩二	広島県
千原 拓也	大阪府	兼村 満徳	岐阜県
堀 昭彦	滋賀県	面屋 裕一	福井県
日下 法広	京都府	田中 福代	奈良県
二宮 茂之	京都府	澤田 良介	埼玉県
関野 英司	埼玉県	播田 晃男	兵庫県
小野 高宏	静岡県	播田 有揮	兵庫県
伊藤 哲郎	大阪府	古谷 暢英	大阪府
石川 淳一	兵庫県	上村 良彰	大阪府
上田 実	熊本県	野村 信寛	福岡県
小林 慎司	岐阜県	福原 了一	神奈川県
増澤 文泰	愛知県	吉田 佑樹	福井県
山田 なつ実	愛知県	岩本 蒼	山梨県
藤井 啓友	京都府		

平成26年度 消防機器開発普及功労者等表彰式開催される

(公財)日本防災協会

平成26年度消防機器開発普及功労者等表彰式（以下「消防庁長官表彰式」という。）が平成26年11月4日（火）に明治記念館2階「蓬莱の間」で開催され、消防機器、消防用設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。

消防庁長官表彰の内、消防機器開発普及功労者表彰は消防機器その他の消防に関する物品の開発・普及等を通じ、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方々を消防庁長官が表彰するものです。今年度は25名の方が受賞されました。この内、防災関係では4名の方が受賞されました。



平成26年11月4日 平成26年度消防機器開発普及功労者表彰 於 明治記念館

防災関係の受賞者は次の方々です。

消防機器開発普及功労者表彰受賞者（防災関係のみ、五十音順）

氏名	所属	役職
加藤 伸治	株式会社ハズコウ	代表取締役
池崎 博之	日本絨氈（じゅうたん）株式会社	代表取締役社長
野々宮 充造	株式会社ファブリックス野々宮	相談役
松本 巖夫	株式会社松本日光舎	取締役会長

この消防庁長官表彰式では消防庁長官の式辞の後、それぞれの業態の受賞者の氏名が読み上げられ、消防庁長官から各業態の代表受賞者に対して表彰状が授与されました。続いて日本消防設備安全センター理事長表彰が行われ、消防設備保守関係者等の受賞者について同様に各代表者に対し表彰状が授与されました。

その後、全国消防長会会長の祝辞（代読）が消防庁長官表彰受賞者及び日本消防設備安全センター理事長表彰の受賞者に対し述べられ、表彰式は盛会裡に閉会となりました。

今回の表彰式は天候にも恵まれ、受賞関係者を始め、消防機関、消防防災関係団体、消防防災事業者、消防専門誌等多数の方々にご参加いただきました。



松本巖夫氏（代理：松本建夫氏）・池崎氏・野々宮氏・加藤氏

平成26年度 防災関係者表彰式開催される

(公財)日本防災協会

日本防災協会は、平成26年11月21日（金）、午後4時30分から東京・ホテルルポール麹町において、平成26年度防災関係者表彰式を開催しました。

この表彰は、永年にわたり、防災物品、防災製品又は防災薬剤の普及業務又は品質管理業務の推進に尽力された個人等に対して、日本防災協会理事長が行うものです。

具体的には①永年にわたり、防災品等の普及指導で特別な功労のあった方、②永年にわたり、自社防災品等の品質管理が優秀で他の模範となると認められる方、③新規に防災品等の開発などで特に功労が認められる方として20名の方々が表彰を受けられました。

表彰式では、新井理事長の式辞の後、受賞者に、それぞれ表彰状と記念品が授与されました。また、今回は防火防災思想普及に関する広報事業に大きな貢献をされた方々として平成25年度及び平成26年度の防災ポスター制作に当たり多大なご協力をいただいた1団体及び2名の方々に感謝状と記念品が贈呈されました。その後、来賓としてご出席の消防庁長官坂本森男様及び全国消防長会会長大江秀敏様からご祝辞をいただきました。

受賞された方々には、これらのご功績に対し、心からお祝いと感謝を申し上げますとともに、この受賞を契機に、今後も益々、防災普及にご尽力をいただけますことを期待いたしております。



防災関係者表彰を受賞された方々
(中央左は坂本森男消防庁長官、中央右は大江秀敏全国消防長会会長)

平成26年度防災関係者表彰受賞者名簿

(敬称略部会・協会会員である団体順)

氏名	所属部会・団体	会社・団体名、職名
さく だ みつ ひろ 作 田 光 浩	カーテン等	東洋紡STC株式会社 技術開発調達総括部 技術開発部長
もり ゆう いち 森 裕 一	カーテン等	ミエ産業株式会社 代表取締役
み はら さとし 三 原 聡	整染	三原染工株式会社 代表取締役社長
くら はし よう いち 倉 橋 陽 一	じゅうたん等	クリーンテックス・ジャパン株式会社 品質管理部 課長
さ とう はじめ 佐 藤 一	重布染色加工	株式会社佐藤ケミカル 代表取締役社長
た ばた とおる 田 畑 透	合板	有限会社パンドム 代表取締役
いし い てつ お 石 井 徹 男	寝具等	ニッケ商事株式会社 代表取締役社長
いずみ とし はる 泉 利 治	布張家具等	株式会社ライオン事務器 商品本部 商品企画開発部 課長
すぎ た こう いち 杉 田 貢 一	広告幕	東京ネオプリント株式会社 常務取締役
かわ かつ ただ よし 川 勝 賢 由	広告幕	株式会社SAKAE 代表取締役
の なか みち ひろ 野 中 道 弘	消防・防災用品	株式会社大明企画 代表取締役社長
ひょう どう かず まさ 兵 頭 一 将	日本テントシート工業 組合連合会	株式会社サンワ企業 代表取締役
よこ やま まさ ひろ 横 山 昌 弘	日本建設インテリア事業 協同組合連合会	日本建設インテリア事業協同組合連合会 副会長 株式会社奈良屋 代表取締役社長
た なか とおる 田 中 透	全国防災加工振興会	全国防災加工振興会 理事 株式会社みすずクリーニング商会 代表取締役
やま だ はや と 山 田 勇 人	日本防災処理工業会	株式会社小羽皮革 常務取締役
すず き けん じ 鈴 木 謙 二	日本クリーナーズ 防災協会	日本クリーナーズ防災協会 常務理事 東日本ホールセール株式会社 代表取締役社長
かわ せ しゅう いち 川 瀬 修 一	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会担当副理事長 愛知県室内装飾事業協同組合 理事長
ひ な こ ひかる 日 名 子 光	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会委員 大分県室内装飾事業協同組合 理事長
いま い のり あき 今 井 憲 明	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 防災・施工管理委員会委員 京都室内装飾協同組合 理事長
せき やま とよ みつ 関 山 豊 光	日本室内装飾事業 協同組合連合会	日本室内装飾事業協同組合連合会 理事 福岡県室内装飾事業協同組合 理事長



新井理事長・越智貴雄氏・村上清加氏・(一社) からふる・驚坂常務理事

感謝状贈呈

一般社団法人からふる			
お 越	ち 智	たか 貴	お 雄
むら 村	かみ 上	ぎや 清	か 加



福岡県内の特別支援学校へ防災品を寄贈

(公財)日本防災協会

日本防災協会では昨年、一昨年と東京、大阪、京都の特別支援学校へ防災品を寄贈いたしました。これは障がいをもつ児童生徒の自立を促す目的で学校での調理実習中にコンロの火が袖口に着火するなどの事故防止などに役立てていただくよう寄贈したものです。

今年度は福岡県教育委員会のご協力をいただき、平成26年11月に福岡県内の特別支援学校40校へ防災アームカバー、防災エプロン、防災割烹着それぞれ465セットを寄贈いたしました。

協会では次年度も災害弱者と言われる自力避難困難者に微力ながらこうした支援をしてまいります。

消防機関の皆さまへ

防災物品・防災製品の普及・奏効例を

☆お知らせください☆



防災物品(カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート)、**防災製品**(寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか)の普及活動事例及び火災をくい止めた実例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

(公財)日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692
広報室メールアドレス:bouen-koho@jfra.or.jp

平成27年度の防災講座の開講のご案内

(公財)日本防災協会 総務部

住宅防火対策については、消防庁はじめ関係各機関において様々な取組が行われてきております。しかしながら、住宅火災による死者は、毎年1,000人を超えており、特に高齢者の占める割合は、年々増加傾向にあります。そのような状況の中で、火災の被害抑制対策としての防災品に対する認識が、徐々に国民に浸透してきております。

当協会では、平成20年度から火災予防行政にあたる消防職員等を対象に、防災に関する正しい知識を深めてもらうことを目的とした防災講座を各地で開講してきました。その後、この講座の対象者を、消防職員等に限らず防災ボランティア組織、老人クラブや消費者団体の方々にも広げ、消防機関等と連携して防災講座の拡大、防災品の普及促進に努めており、昨年度は60ヶ所を超える開講に加え、新たな講座として女子大学家政服飾学科の教育課程内で開講し、広く防災品に対する知識を深めていただきました。

平成27年度においても、各方面からの開講要望に応え、予算の範囲内のできる限り開講するため、年間を通して募集します。これまで開講実績のない消防学校や消防本部(局)、消防関係機関、その他の団体等における開講を大いに歓迎します。

講座開講にあたり、当協会が講師を派遣し、使用するテキストは当協会が作成したものを使用します。開講に伴う講師旅費及び研修教材費等は当協会が負担します。講座は概ね下記により開きますが、ご不明な点があればお気軽にご相談ください。

記

1 講座開講の申込み

開講を計画している①都道府県又は政令指定都市消防学校、②消防本部(局)
③その他の団体から電話等により協会にご連絡ください。

2 カリキュラム (過去の例)

(1) 消防職員等

2時間～3時間

- ① 防災制度
- ② 防災技術
- ③ 防災の効果

(2) その他(講演会・研修会等)

1時間～1時間30分程度

- ① 身の回りの防災化の推進について
- ② 防災・非防災の比較映像等

3 その他

開講にあたり、効果的な講座となるよう主催する各団体等の担当者と事前に詳細について協議させていただきますので、お気軽にご相談ください。

一般公開のお知らせ

消防庁 消防大学校・消防研究センター
日本消防検定協会
一般財団法人 消防科学総合センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターでは、平成27年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時

平成27年4月17日（金）

午前10時から午後4時まで 入場無料

2 場所

消防大学校・消防研究センター

（東京都調布市深大寺東町4-35-3）

日本消防検定協会

（東京都調布市深大寺東町4-35-16）

※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

石油タンク火災の泡消火実験、大規模災害時の対応支援情報システム、軽油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の紹介、津波被害

現場用の消防車両の開発、太陽光発電システム火災に関連した研究の紹介、および消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

消火器の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら油火災の消火実演、消防用機械器具等の展示と説明等

【消防科学総合センター】

消防防災GIS、消防防災博物館、石油コンビナート防災アセスメント、消防力適正配置調査、災害写真データベース等業務内容の紹介、消防支援業務、スマートフォンを使用した災害応急活動支援システム「多助」

4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車
- (3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

5 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室
電話 0422-44-8331 (代表)
ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■一般財団法人 消防科学総合センター
総務課
電話 0422-49-1113 (代表)
ホームページ <http://www.isad.or.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課
電話 0422-44-7471 (代表)
ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

平成26年度一般公開の様子



石油タンク火災の泡消火技術



エアゾール式簡易消火具による消火実演



消防防災 GIS



消防車両の展示



津波被害現場用の消防車両



大規模災害時の対応を支援する情報システム

防災北から南から・防災西から東から

救急防災フェア2014を開催

印西地区消防組合 牧の原消防署

印西地区消防組合牧の原消防署では平成26年10月25日（土）近隣商業施設牧の原モアにて救急防災フェア2014を開催しました。消防救急車両展示や導入10年目を迎えるAEDを活用したBLSと併せて防災製品の広報を展開、来場者にPRを行いました。印西市や日本赤十字社のマスコットキャラクターも参加し親子連れの若い世帯を中心に賑わいました。



車両展示



CPR&キャラクター



防災製品展示

活躍してます！防災品

隣の家が火災！近づく炎を防災カーテンが遮断。

専用住宅に住んでいるAさんは、天ぷら鍋に油に火をつけたまま、その場を離れたことから、天ぷら油が過熱し火災となりました。

2階から吹き出した炎は隣家にも達しましたが、隣家は窓に防災カーテンが使用されていたため、炎を遮断し、建物内部への類焼を免れました。

ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す習慣をつけてくださいね。

万が一にそなえて防災品を！

消子ちゃん

お隣が火事だー！



防災北から南から・防災西から東から

一般消費者向けの防災製品・ 防火物品PR事業

大分県室内装飾事業協同組合

日本室内装飾事業協同組合連合会 防災・施工管理委員会では、今年度の事業計画の中に一般消費者に向けての、防災製品、防火物品のPR事業が入っており、大分県で初めて取り組む事となりました。

そこで、大分県別府市では毎年秋の火災予防運動の期間にあわせ「市民と消防のつどい」を開催しておりこのイベントに於いて、防災製品・防火物品の当組合のブースを設け、防災製品による燃焼実験を行う事にしました。

開催日の11月9日（日）は、朝からあいにくの雨模様でしたが、市制90周年記念事業の一つであり今年第39回を迎える市民に定着しているイベントなので多くの来場者がありました。防災加工布と非加工布の燃焼実験では、燃え広がり方に大きく差があり、燃え上がる炎を目の当たりにした参加者からは、驚きの声や防災品の重要性を実感したとの言葉が聞かれました。また、浜田別府市長にも実際にこの燃焼実験をして頂き、旅館等宿泊施設が多い「おんせん県おおいた」では、防災品の必要性・重要性を理解して貰うことが出来ました。燃焼実験の参加者には、パンフレットと共にエコバックも配布しブースはとても賑わいました。



燃焼実験をされる浜田別府市長



燃焼実験の様子



当組合ブース



展示品

防災北から南から・防災西から東から

防災比較燃焼実験を実施

麻布消防署警防課防災安全係

東京消防庁麻布消防署では、11月9日（日）に実施した町会の防災訓練で、比較燃焼実験を通じて防災製品の普及啓もうを行いました。

実験を実施する職員みずから防災製品のエプロンやアームカバーを着用し、「着衣着火」の恐ろしさや「高層マンション

での火災危険」、その予防に防災製品が効果的であることを説明したのち、参加者の目の前で防災・非防災それぞれの布に火をつけてその違いを証明すると、参加者から「知らなかった」「どこで買えるの?」との声があがりました。

麻布消防署の管内には、カーテンやじゅうたんなどに防災製品の使用が義務付けられている高層マンションが多くあることから、今後も防災訓練等の機会をとらえ防災製品の展示や比較燃焼実験を実施していきます。

